

平成18年(2006年)9月9日(土曜日)

障害者自立支援

独自負担軽減

来月から実施

登米市

登米市は、障害者の福

祉サービス利用に原則一割の自己負担を求め、障害者自立支援法の施行に伴い、十月から利用者負担を軽減する独自施策を実施する。二千六百万円の補正予算案を十三日開会の市議会に提出する。

これまで福祉サービスと支援事業の合計額を負担上限とし、負担額を抑える。

授産施設利用による就労支援や介護給付などの法定サービスと、十月から市が行う地域生活支援事業を対象に、月額合計利用額を軽減。軽減率は二〇〇六年度が60割、〇七年度は40割、〇八年度は20割となる。

これまで福祉サービスを受けるとの少なかつた精神障害者の支援強化策も実施。身体・知的・精神の三障害の相談を受け付ける相談支援事業所を市内二カ所に設置。このうち一カ所を主に精神障害者の相談を受ける施設にする。

所得に応じて負担上限額を設けた「総合上限額制」を併用。法定サービス

市によると、対象となる障害者は約四百人。すべてのサービス利用者が軽減策を受けられ、知的障害児通園施設の利用者負担を軽減するための助成も行う。市の負担は三年間で、約四千四百万円と試算している。

(第三種郵便物認可)

みやま

(29) 15版

+